

市役所及び振興事務所の窓口で行っていただく手続きの中には、来庁された方の本人確認が必要なものがあります。

免許証などの提示をお願いしますので、ご面倒に思われるかもしれませんが、第三者による虚偽の届出を防ぎ、市民の皆さんの個人情報を守り、戸籍事務や住民基本台帳事務の正確性と信頼を確保するために行わせていただくものです。ご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類

1、下記の1点で本人確認ができるもの（写真が貼ってあるものに限りです）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る）、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書

2、下記の（1）（2）の1点ずつで本人確認ができるもの、または（1）の2点で確認ができるもの

（1）

国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、年金の年金証書、恩給の証書、住民基本台帳カード（写真無し）、請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書、上記「1点で確認できるもの」に記載の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証、「国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険」の被保険者資格証明書、雇用保険被保険者証、自衛官診療証、生活保護受給者証、後期高齢者医療制度の被保険者証

（2）

学生証（写真付き）、法人（国又は地方公共団体の機関を除く。）が発行した身分証明書（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）（上記「1点で確認できるもの」に掲げるものを除く。）

※窓口交付の場合、口頭で質問する方法により本人確認させていただく場合があります。

※郵便で請求・手続きをされる場合は、本人確認書類の写し（送付先住所・氏名が記載された部分）を送付してください。（パスポートは不可）